地 域 公共 交 通 の 活 性 化 及び再生に関する 法 律 及 び 独 立 行 政 法 人鉄 道 建 設 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構

部 を改 正 す Ś 法 律 案 1 対 す る 附 帯 決 議

府 は、 本 法 の 施 行 に当 た Ŋ 次 の 諸 点 に つ い て 適 切 な 措 置 を講 じ、 そ の 運 用 に 万 全 を 期 すべ き で あ

参 平

議

院

玉

土 交

通

委

員

成二十七年五月十

九

日

法

の

政

合意 通 網 独 形 形 立 成 成 行 が 計 政 义 画 法 ら の 人 鉄 作 れるよう、 成 道 に 建 際 設 し • て 運 地 は、 方公共団体に対し必要な助言・支援を行うこと。 輸 施 住民、 設整 備 利用者、 支援機構による出資等の対象となる事業が定めら 公共交通事業者その 他 の 関 係 者 の 意 見 が 適 れ 切 る 12 地 反 域 映 公共交 され

とす 資 金 機 るよう努めること。 の 構 呼 が 地 び 域 水 機 公 共 能 交通 を 果 網 た す の 再 観 編 点 等 か ら、 の 事 業を行 機 構 ع う新 地 方 たな 公 共 会 社 寸 体 に出 に ょ る 資するに当 出 資 を 合 わ たっては、 せ て 全出 民 資 業 額 を 補 の 分 完 Ļ の 民 未 満 間

Ξ 立 的 機 構 選 に お 定 し け る て 適 い る 正 な か を 出資 含 等業 め、 務 公 正 の 運営を 中 立 確 的 保する な 立 場 か た ら審 め、 機 査 構 及 び が 評 出 資 価 等 を 行う の 対 第 象となる Ξ 者 委 事 員 会 業 を 者 を 設 置 客 す 観 る 的 ょ う 中

機

構

を

指

すること。

四 機 構 は サ ビ ス の 提 供 開 始 か ら 十 年 程 度 で 累 積 赤 字を 解 消 できるような採 算 性 が 確 保 で きる 会 社 を 出

な 資 助言を行うこと。(対象とするよう努めること。 ま た、 出 資 金 等 の 全 額 を 確 実 に 回 収 できるよう、 出 資 先 の 事 業 運 営に 必 要

五 交通 機 渋滞など 構 が 出 資 の しようとする事業につい 周 辺 の 環 境 悪 化をも たらすことがないようなものとなるよう十分配慮すること。 ては、 まちづくり、 観光振興等に係る地 域戦略との 調 和 が 义 b

六 れ な 学生 い ゃ 地 児 域 童 、 公共交通ネ 高 齢 者 ツ **|** 障 害 ワ 者 ク 等 の の 地 再 構 域 築を 住 民 図る の 移 事 動 業 手 段 の を 支援につい 確 保 する ても、 観 点 か 6 予算措置等 中 長 期 を含め 的 な 収 別 益 途 性 対 が 応する 見込ま

右決議する。

ت ع